

日本国農林水産省と

南アフリカ共和国農務省との間の

農業分野における協力のための

意向表明書

日本国農林水産省及び南アフリカ共和国農務省(以下、個別に「参加者」とい
い、「両参加者」と総称する。)は、

農業の分野における両国の関係を維持及び強化することが両参加者の利益であ
ることを考慮し、

特に両国の潜在力を考慮しつつ、農業分野における両国の資源の効果的な利用
のための共同農業開発計画を作成することの重要性を認識し、

農業分野における貿易を促進及び発展させることを希望し、

両国の二国間関係が農業協力を通じて強化され得ることを信じ、

そのような協力が両参加者の共通の関心、利益及び希望に資することを確認し、

両国それぞれの現行法規に従い、

次の認識に達した。

第1項

目的

本意向表明書（MoI）の目的は、相互利益に基づいて農業分野における協力を強化するための枠組みを確立するという両参加者の政治的意向を示すことである。

第2項

関係当局

本 MoI の実施のための関係当局は、次のとおりとする。

- (a) 日本国農林水産省 輸出・国際局
- (b) 南アフリカ共和国農務省 経済開発・貿易・マーケティング局長室

第3項

協力分野

両参加者は、次の関心分野のうち相互に決定する分野における協力を奨励する。

- (1) 小規模農家の開発に関する協力
- (2) 農産物貿易の促進
- (3) 相互利益のための穀物の安定供給を含む食料安全保障
- (4) 食品加工、家畜及び作物の生産、知的財産権及びその他関連する事項の情報交換
- (5) 試験要員の交流又は訓練及び植物品種保護制度に関する情報交換を含む植物品種の試験に関する協力
- (6) 両参加者が相互に決定するその他の関連する関心分野

第4項

協力の仕組み

1. 両参加者は、本MoIの実施について別途の調整、促進及びフォローアップを相互に決定しない限り、両国において交互に開催する共同農業作業委員会を設置することができる。
2. 両参加者は、MoIの実施を検討するため、直接又は遠隔にて会合を行うことができる。
3. 両参加者は、関係当局が全ての会合について適時に報告することを確保することができる。
4. 各参加者は、本MoIの下での活動を通じて発生する自己の費用を予算配分に基づき負担する。

第5項

協力の形態

両参加者は、以下の形態で協力する意図がある。

- (1) 農業及び畜産の生産並びに農業開発及び小規模農業の公共政策に関する情報及び経験の交換
- (2) 技術視察及び技術交流
- (3) 戦略的利益に関する研修、シンポジウム、セミナー、フォーラム及び会議
- (4) 両参加者の相互利益のための貿易促進及び農業への投資のための戦略的行動の実施
- (5) 各国の国内法に従い、両参加者が相互に同意するその他の形態の協力

第6項

意向表明書の性質

本 MoI は、いかなる法的拘束力も持たず、両参加者の間にいかなる権利又は義務を生じさせない。

第 7 項

修正

本 MoI の条項は、両参加者の書面による相互の同意により修正することができ、この修正は本意向表明書の不可分の構成要素である。

第 8 項

紛争の解決

本 MoI の解釈又は実施から生ずる紛争もしくは相違は、両参加者間の協議又は交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第 9 項

開始及び終了

- (1) 本 MoI は、署名の日を開始する。
- (2) 本 MoI は、三年間継続するものとする。その後は、自動的に三年間延長されるものとするが、いずれかの参加者が、本 MoI を終了する意思を三か月前に書面で通知することにより、満了日の六か月前までに中止させることができる。
- (3) 参加者による本 MoI の終了は、本 MoI の下で実施される協力活動又はプログラムのうち完全に実施されていないものを完了させることに影響を及ぼすものではない。

2025 年 9 月 18 日、ケープタウンにおいて英語及び日本語で 2 部ずつ署名され、
いずれも等しい価値を有する。英語と日本語で齟齬が発生した場合は、英語版
が優先される。

日本国農林水産省のために

南アフリカ共和国農務省のために

.....
滝波宏文
農林水産副大臣

.....
ジョン・ヘンリー・スティーンヘイゼン
John Henry STEENHUISEN
南アフリカ共和国農務大臣